

板橋区立志村坂下保育園移管に伴う保育所設置に関する土地賃借料補助要綱

平成 27 年 3 月 16 日区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、板橋区立志村坂下保育園（以下「保育園」という。）の民営化にあたり、民営化移管先事業者が、保育園の施設設置用地（以下「土地」という。）について、民営化移管先事業者及び東京都間で締結した定期借地権設定契約に基づき、東京都に対して支払う土地の賃借料を、区が一定期間補助することにより、円滑な移管を図ることを目的とする。

(補助対象)

第 2 条 この要綱に基づく補助金の交付対象者は、民営化移管先事業者のうち、申請日現在において法人住民税を滞納していないもの（以下「事業者」という。）とする。

(暴力団等の排除)

第 3 条 次に掲げるものは、この要綱に基づく補助の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費は、事業者が東京都に対して支払う土地の賃借料とする。

(補助対象期間)

第 5 条 補助金の交付の対象となる期間は、平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

(補助金の交付額)

第 6 条 補助金の交付額は、第 4 条に規定する対象経費の実支出額とする。

(交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 東京都が交付する土地賃貸料請求書の写し
- (2) 法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。非課税の場合は申告書（控）の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し（いずれも直近のもの）。ただし、申告書（控）の写し又は免除決定通知書の写しがない場合は、他に非課税であることが確認できる書類。
- (3) 前号に掲げるもののほか区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 8 条 区長は、前条の補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類を審査し、適當と認める場合は、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（別記第 2 号様式）により事業者に通知しなければならない。

2 補助金の交付をしないことに決定したときは、補助申請却下通知書（別記第 3 号様式）により申請した事業者に通知しなければならない。

（補助金の請求）

第 9 条 事業者は、前条の規定により交付決定を受けたときは、交付決定額の範囲内において請求書（別記第 4 号様式）を区長に提出することができる。

（補助金の交付決定の取消し）

第 10 条 区長は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 交付申請の申告内容に誤りがあったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づく命令に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が補助金の返還が必要であると認めたとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに取消決定通知書（別記第 5 号様式）により事業者に通知する。

3 第 1 項の規定は、第 14 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

（補助金の返還）

第 11 条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定は、第 14 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

（延滞金）

第 12 条 事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から起算し納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額）につき年 10.95% の割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（実績報告）

第 13 条 補助金の交付を受けた事業者は、当該会計年度の終了後、翌年度 4 月末日までに区長に対し、収支の状況を証する書面等を添えて事業の実績報告書（別記第 6 号様式）を提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第14条 区長は、前条の規定による実績報告等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、確定通知書（別記第7号様式）により事業者に通知しなければならない。

(準用)

第15条 補助金の交付にあたっては、この要綱に定めるもののほか、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年東京都板橋区規則第3号）によるものとする。

(委任)

第16条 この要綱の実施に関し必要な事項は、子ども家庭部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年3月16日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日をもって廃止する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

年　月　日

土地賃借料補助金交付申請書

板橋区長 宛

住 所
名 称
代表者職氏名

板橋区立志村坂下保育園移管に伴う保育所設置に関する土地賃借料補助要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 対象施設及び所在地

2 補助金交付申請額（ 年　月～ 年　月分）

¥ _____ -

3 添付書類

- (1) 土地賃貸料請求書の写し
- (2) 法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。非課税の場合は申告書（控）の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し（いずれも直近のもの）。ただし、申告書（控）の写し又は、免除決定通知書の写しがない場合は、他に非課税であることが確認できる書類。

第2号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

土地賃借料補助金交付決定通知書

所在地
事業者名
代表者職氏名

年 月 日付で申請のあった板橋区立志村坂下保育園移管に伴う保育所設置に関する土地賃借料補助金を、下記により交付する。

年 月 日

板橋区長

記

1 交付金額
金 円

2 交付条件
当該会計年度の終了後、翌年度4月末日までに、収支の状況を証する書面等を添えて事業の実施報告書を提出すること。

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

補助申請却下通知書

年 月 日付で申請のあつた板橋区立志村坂下保育園移管に伴う保育所設置に関する土地賃借料補助については、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

却下理由

第4号様式(第9条関係)

年　月　日

土地賃借料補助金交付請求書

板橋区長宛

住 所
名 称
代表者職氏名

板橋区立志村坂下保育園移管に伴う保育所設置に関する土地賃借料補助要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 対象施設及び所在地

2 請求金額

¥ _____ -

(内訳)

土地賃借料　　年　月～　月分　　円

第5号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

取消決定通知書

年 月 日付 第 号をもって交付決定をした板橋区立
志村坂下保育園移管に伴う保育所設置に関する土地賃借料補助金については、下
記の理由により取消しすることに決定したので通知します。

記

取消理由

第6号様式(第13条関係)

年　月　日

土地賃借料補助金実績報告書

板橋区長宛

住 所
名 称
代表者職氏名

板橋区立志村坂下保育園移管に伴う保育所設置に関する土地賃借料補助要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり実績報告します。

記

1 対象施設及び所在地

2 補助金交付申請額(年 月 ~ 年 月分)

¥ _____ -

3 添付書類

土地賃借料に係る収支決算書

第7号様式（第14条関係）

第 号

土地賃借料補助金交付確定通知書

所在地

事業者名

代表者職氏名

年 月 日付の実績報告書に基づき、板橋区立志村坂下保育園移管に伴う保育所設置に関する土地賃借料補助金の額が確定したので、下記により通知する。

年 月 日

板橋区長

記

1 補助金確定額

金 円

申請者は、この交付の内容に異議があるときは、この確定額通知書を受けとった日から起算して14日以内に、申請の撤回をすることができる。